

グループホーム菩提樹の家

重度化した場合における対応の指針

1. 重度化した場合に対応する事業施設

社会福祉法人明照会 認知症対応型共同生活介護事業所 菩提樹の家（以後、菩提樹の家とする）

2. 当施設における重度化した場合の介護の考え方

社会福祉法人明照会グループホーム菩提樹の家では、法人理念の基、入居者の尊厳保持を第一に認知症ケアを実践してきました。

重度化した場合の介護とは、入居者の重度化に伴い、菩提樹の家での介護を希望された方に対し、その身体的・精神的苦痛・苦悩をできるだけ緩和し、その方なりに充実して納得して生き抜く事ができるよう、日々の暮らしが営めることを目的として援助する事であり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめて行うことです。

※やむを得ず、菩提樹の家での生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て次の生活拠点へのスムーズな移動ができるよう配慮します。

3. 重度化した場合における対応の視点

終末期の過程においては、衰え行く身体の状態をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、家族の思いが揺れ動くことも普通の状態として考えられます。

菩提樹の家での重度化した場合における介護は、住み慣れた場所で親しい人々と共に自然な終末を迎えることであり、入居者または家族に対し以下の確認を事前に行い、理解のもと協働したいと考えます。

① 医療との連携体制

- ・重度化に伴う医療ニーズに応えるため、24 時間オンコール連絡ルートを明確にし（主治医・明照会診療所看護師との連携体制）協力医療機関と共に、即応できる連携体制を確保します。
- ・病状の変化や緊急時の対応については、明照会診療所看護師及び主治医に相談、指示に従って対応します。

中村クリニック 平本 永基医師

所在地 尼崎市武庫元町 1 丁目 27-1

電話 06-6436-1011 080-1428-3953

明照会診療所

所在地 伊丹市中野西 1-18

電話 072-785-0109

携帯 080-4113-3187

②家族との 24 時間の連絡体制を確保します。

③重度化した場合における対応に対し、入居者または家族の同意を得ます。

④入院中における居住費については入院期間中であっても在籍をし、家具等が置かれている場合は算定の対象とします。また、重度化場合における介護中に医療機関または自宅に戻るなどした後（退居から 30 日以内）に死亡された場合には、看取り介護加算の一部負担金の請求を行う場合があります。

また、入院期間中の食材費については算定の対象となりません。

令和 7 年 4 月 1 日改定